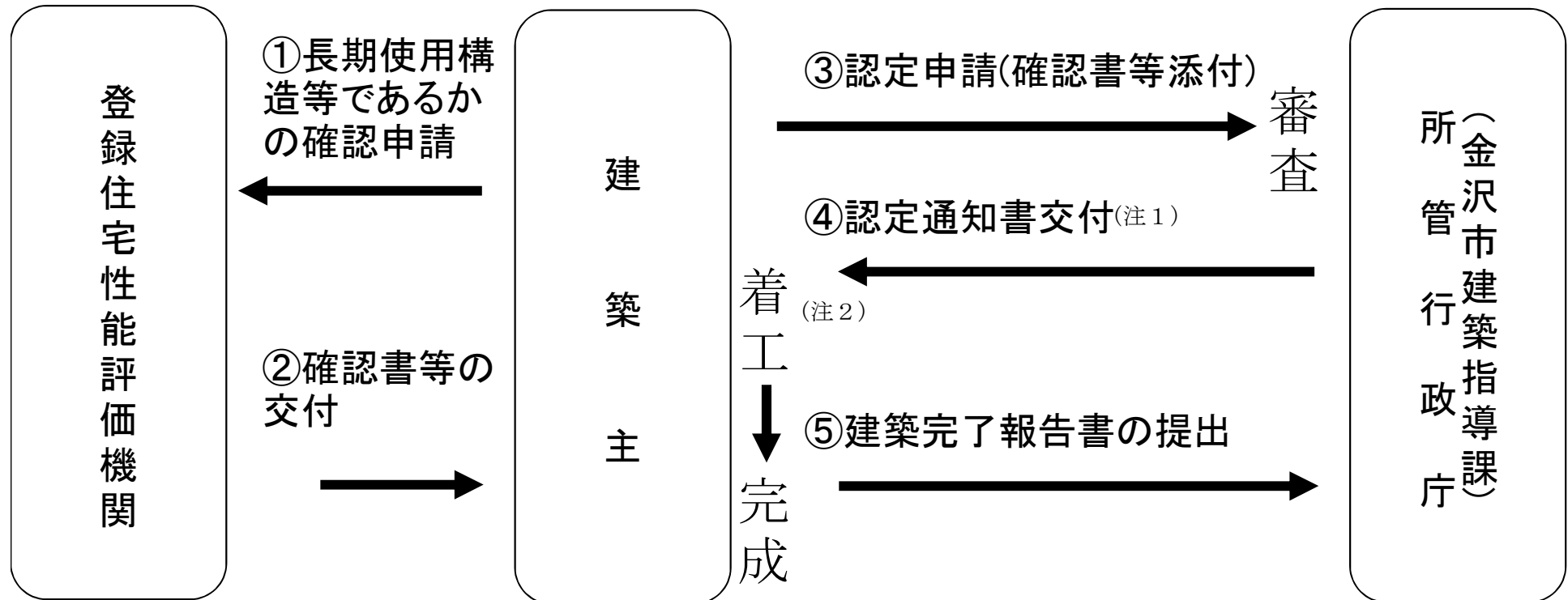


認定手続きのイメージ

【パターンⅡ】確認書又は長期使用構造等である旨が記載された住宅性能評価書の
交付を受ける場合



(注1) 建築行為を伴わない既存住宅の認定申請の場合は上記④で手続き終了です。

(注2) 新築、増・改築の場合は別途建築確認申請の手続きが必要です。
既に着工したものは、認定申請ができませんのでご注意ください。